東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成26年度 不適合管理委員会報告情報(平成26年11月20日(木)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年11月20日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	使用済燃料プールライナー(内張)漏えい検出器において、検出器の誤動作(流入水がない状態で「ドレン流量高」警報発生)が認められたため、当該検出器を点検・修理。	GⅢ	
2		固化系窒素製造装置吸着塔(B)排気弁において、当該弁開閉表示部より空気の漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。なお、当該弁の動作に異常なし。	GⅢ	
3	その他	一次水処理設備排水処理装置COD(化学的酸素要求量)記録計において、エラー表示(時計バックアップ用電池の消耗)の発生が認められたため、当該バックアップ電池を交換。	対象外	